

【韓国】動物保護法の全部改正

海外立法情報課 中村 穂佳

* 2022年4月に動物保護法が全部改正され、ペット行動指導士資格等の新たな内容が盛り込まれた。2023年4月に施行されるが、一部規定は2024年4月に施行される。

1 背景と経緯

韓国の動物保護法は、1991年5月に制定され¹、2007年1月及び2011年8月の2度の全部改正²を含め、複数回改正されてきた。この動物保護法について、2022年4月26日、全部改正法律(法律第18853号)³が公布された。改正理由として、動物虐待、不注意等による事故の発生、ペットを飼う家庭の急増、動物保護及び動物福祉に対する国民の意識の変化等を挙げ、「全般的な制度改善の必要性が提起されてきた。」とする⁴。本法律は、2023年4月27日に施行されるが、一部の条は2024年4月27日に施行される⁵。

2 改正法の概要

本法律は本則全101か条で、その構成は、第1章：総則(第1条～第5条)、第2章：動物福祉総合計画の策定等(第6条～第8条)、第3章：動物の保護及び管理(第1節：動物の保護等(第9条～第16条)、第2節：猛犬⁶の管理等(第17条～第29条)、第3節：ペット⁷行動指導士(第30条～第33条)、第4節：動物の救助等(第34条～第46条))、第4章：動物実験の管理等(第47条～第58条)、第5章：動物福祉畜産農場⁸の認証(第59条～第68条)、第6章：ペット関連の営業⁹(第69条～第85条)、第7章：補則(第86条～第96条)、第8章：罰則(第97条～第101条)である。以下、今回の全部改正で新たに設けられた規定を中心に、主なものを紹介する。

(1) 動物福祉総合計画

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2022年9月7日である。

¹ 「동물보호법 (법률 제 4379 호)」

² 「동물보호법 (법률 제 8282 호)」, 「동물보호법 (법률 제 10995 호)」

³ 「동물보호법 (법률 제 18853 호)」 국가법령정보센터ウェブサイト <<https://www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=241931#0000>>; 「법 제정 후 31 년, 「동물보호법」 전면 개정」2022.4.25. 농림축산식품부ウェブサイト <<https://www.mafra.go.kr/mafra/293/subview.do?enc=Zm5jdDF8QE8JTJGYmJzJTJGbWFmcmEIMkY2OCUyRjMzMDExNCUyRmFydGNsVmllldy5kbyUzRg%3D%3D>>

⁴ 「동물보호법 (법률 제 18853 호) 개정 이유」 국가법령정보센터ウェブサイト <[⁵ 第17条から第21条まで、第24条から第33条まで、第52条、第59条から第68条まで、第70条の改正規定は、2024年4月27日施行予定。](https://www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=241931&lsId=&cfYd=20240427&chrClsCd=010202&urlMode=lsEffInfoR&viewCls=lsRvsDocInfoR&ancYnChk=0#>></p></div><div data-bbox=)

⁶ 本法律において、「猛犬」は次のように定義される。「猛犬」とは、次の各目のいずれかに該当する犬をいう。イ. 土佐犬、ピットブルテリア、ロットワイラー等、人の生命若しくは身体又は動物に危害を加えるおそれがある犬であつて、農林畜産食品部令で定める犬 ロ. 人の生命若しくは身体又は動物に危害を加えるおそれがあり、第24条第3項に従つて市・道知事が猛犬に指定した犬。動物保護法第2条第5号

⁷ 原文は「반려동물 (伴侶動物)」。

⁸ 家畜が本来の習性を維持しつつ、正常に生きることができるよう管理する畜産農場のことをいい、本法律第59条の規定により農林畜産食品部長官が認証することができる。動物保護法第59条第1項

⁹ 原文は「반려동물 영업 (伴侶動物営業)」。

農林畜産食品部（部は日本の省に相当）長官は、5年ごとに、動物福祉に関する基本方針等の事項を含む「動物福祉総合計画」を策定し、実施しなければならない（第6条）¹⁰。

(2) ペット行動指導士

第3章第3節「ペット行動指導士」に関する規定は新たに追加されたもので、ペットに対する行動分析及び評価、訓練、並びに所有者等への教育等の業務を行うペット行動指導士の資格等に関して規定する（第30条～第33条）。

(3) 猛犬の輸入申告規定、飼育許可規定

土佐犬、ピットブル、ロットワイラー等の猛犬を輸入しようとする者は、農林畜産食品部長官に申告しなければならない（第17条）、登録対象動物¹¹である猛犬を飼育しようとする者は、特別市長、広域市長、特別自治市長、道知事、特別自治道知事（以下「市・道知事」）に猛犬飼育許可を受けなければならない（第18条）。また、市・道知事は、猛犬の気質評価¹²等の業務を行うため、気質評価委員会を設置する（第26条）。

(4) 民間動物保護施設の運営に関する申告

営利を目的とせず遺失・遺棄動物及び被虐待動物の寄贈を受け、又は引受け等により臨時的に保護するため、一定規模以上の民間動物保護施設を運営しようとする者は、特別自治市長、特別自治道知事、市長、郡守、区庁長に申告しなければならない（第37条）。

(5) 動物実験における専任獣医師の配置

一定規模以上の実験動物を保有する動物実験実施機関¹³の長は、実験動物を専門的に担当する獣医師（専任獣医師）を置かなければならない¹⁴（第48条）。

(6) ペット関連の営業に関する規定

動物生産業者、動物輸入業者及び動物販売業者が登録対象動物を取り扱う場合、その取引内訳を特別自治市長、特別自治道知事、市長、郡守、区庁長に申告しなければならない（第80条）。

(7) その他規定

動物保護センターの長、保護施設運営者等は、動物虐待防止等のため、映像情報処理機器¹⁵を設置しなければならない（第87条）。動物保護官¹⁶は、虐待行為者に対して相談・教育又は心理治療等を受けることを勧告することができる（第89条）。

また、罰則に関連した規定として、法院（日本の裁判所に相当）は、動物虐待行為者に有罪判決を宣告し、刑罰に加えて、200時間以内の範囲で、再犯防止に必要な受講命令又は治療プログラムの履修命令を併科することができる（第100条）とする規定が置かれた。

¹⁰ 改正前の法律では、第1章第4条で、国が策定、実施する動物福祉総合計画について規定されたが、本改正では、第2章に規定が置かれた。「동물보호법 (법률 제 16977 호)」

¹¹ 動物の保護、遺失・遺棄の防止、疾病管理、公衆衛生上の危害防止等のため、登録が必要であると認められ、大統領令で定める動物。動物保護法第2条第8号

¹² 「気質評価」とは、動物の健康状態、行動様態、及び所有者等の統制能力等を総合的に分析し、評価対象動物の攻撃性を判断することをいう。動物保護法第2条第10号

¹³ 動物実験を実施する法人、団体又は機関であって、大統領令で定めるもの。動物保護法第2条第13号

¹⁴ 今回通過した全部改正法案の基になった一部改正法案で、実験動物の健康、福祉増進に寄与することを目的として専任獣医師を置くこと等の規定を加える法案が提出されていた。「[2109831] 동물보호법 일부개정법률안 (이상현의원 등 11인)」의안정보시스템 웹사이트 <https://likms.assembly.go.kr/bill/billDetail.do?billId=PRC_S2V1T0H4X2U9R1Z0E1M1D2O8E9C3A3>

¹⁵ 閉鎖回路テレビジョン (CCTV)、ネットワークカメラ。個人情報保護法 (法律第16930号) 第2条第7号; 個人情報保護法施行令 (大統領令第32813号) 第3条

¹⁶ 農林畜産食品部長官、市・道知事及び市長・郡守・区庁長が、動物虐待防止等の動物保護に関する事務処理のために、所属公務員のうちから指定しなければならない職。動物保護法第88条第1項